

平成27年（2015年）産業連関表における調整項の取扱いについて

令和元年11月22日

総務省政策統括官室

1 平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱における記述（p. 28～30）

2 基本計画以外の産業連関技術会議における検討事項

(1) 調整項について

ア 調整項については、以下のとおり課題があり、調整項部門自体は削除するものの、調整項相当額を各部門の取引額から控除せず、輸出部門に計上する形として、その推計によって国内生産額に影響を及ぼさない対応とする。なお、従来との比較のため、部門別の調整項相当額は公表する（調整項相当額を各部門の取引額から控除した表を作成可能。）。

イ 基礎資料や推計方法の概要

- ・ 各行部門ごとに、

$$\begin{aligned} \text{「調整項」} &= \text{「輸出（普通貿易）」（生産者価格）} \quad (\Rightarrow \text{税抜き価格}) \\ &\quad \times \text{「間接輸出割合」} \\ &\quad \times \text{「消費税率」} \end{aligned}$$

- ・ 間接輸出割合については、製造業製品では、

経済センサスによる直接輸出額（＝事業所全体の売上×それに占める直接輸出額の割合（％：有効数字5桁））

$$\text{／貿易統計の輸出額}$$

により推計し、それ以外は、他の資料や前回表などを利用して個別に推計

- ・ 「輸出（普通貿易）」（生産者価格）は、貿易統計により「輸出（普通貿易）」（購入者価格）を集計し、別途行部門別のマージン額（国内需要・輸出合計）を推計し、それから輸出（普通貿易）に配分して、当該セルのマージン額を推計している（いわゆる皮ハギ（第2部5(4)を参照））。

ウ 基礎資料や推計方法の課題

事業所によっては、国内向け・輸出处にかかわらず卸売に財を一括で卸している場合もあると考えられ、当該事業所にとって、間接輸出される財が国内向けか区別しづらい状況もある。このため、間接輸出を把握している統計調査はほとんどない。

したがって、基礎資料の状況から、現行の各財の国内生産額（基本分類よりも細かい10桁分類別に推計）の推計精度よりも、調整項の精度は劣ると考えられる。

※ 今回は、企業の管理活動等に関する実態調査により、企業全体の輸出額と直接・間接輸出額を把握することとし、間接輸出割合の推計に利用する予定であるが、これも企業業種での把握にとどまる。

以下のように調整項推計には様々な誤差が生じていると考えられる。

⇒ 経済センサスの直接輸出額は、事業所単位で一括した額でしか把握されず、各行部門ごとに把握できないため、その推計に誤差が生じ得る。

⇒ 間接輸出割合の分子・分母は、それぞれ異なる統計から推計することになり整合性が十分とはいえないと考えられる。

⇒ 前述のとおり貿易統計は購入者価格で把握されているため、それから輸出（普通貿易）（生産者価格）を推計する際に誤差が生じ得る。また、調整項の間接輸出割合と皮ハギ時のマージン率は別プロセスの推計となっている。

エ 前回表からの見直し

マージンと調整項の関係について、輸出（普通貿易）のマージン額の推計に当たり、工場出荷時価格を税込みとすることを徹底する。

各財の間接輸出に係る消費税還付分を国内生産額に計上するか	計上する。
各財・商業の間接税	各財（列）の間接税は、還付分を含む。商業（列）の間接税は、還付分を控除する。
工場出荷時の価格	各財の工場出荷時の価格は税込み
各財（行）の還付分の扱い	調整項を設けない、かつ、輸出の生産者価格を税込み → 調整項部門を削除し、輸出（普通貿易）（生産者価格）に含める（結果的に、輸出（普通貿易）生産者価格は税込みとなり、工場出荷時価格は税込みと整合する。）。 (cf 平成23年表検討時は、調整項を設ける、かつ、輸出の生産者価格を税抜きとする案が検討された。)
マージンの整理	商業の国内生産額は、工場出荷時価格を税込みとして推計

2 平成27年（2015年）産業連関表における取扱い

- (1) 各行部門ごとに、(列) 輸出（普通貿易）との交点に調整項相当額をのせる。
- (2) 調整項相当額の総額と同額を（行）コスト商業（卸売）と（列）輸出（普通貿易）との交点にマイナス計上する。

3 部門別の調整項相当額

別紙のとおり。